

○国立大学法人埼玉大学特別教育プログラム「Global Youth プログラム」規程

〔平成 21 年 2 月 26 日〕
規 則 第 134 号

改正	平成 23.	2.24	22規則	77	平成 24.	9.28	24規則	36
	平成 25.	3.26	24規則	74	平成 26.	3.17	25規則	32
	平成 27.	3.17	26規則	138	平成 28.	2.19	27規則	58
	平成 29.	2.24	28規則	30	平成 30.	3. 5	29規則	32
	平成 31.	1.24	30規則	15	平成 31.	2.20	30規則	17
	平成 31.	3. 7	30規則	36	令和 2.	8. 6	2 規則	14
	令和 3.	2.16	2 規則	29	令和 3.	3.26	2 規則	55
	令和 4.	7.28	4 規則	7	令和 6.	3.28	5 規則	81
	令和 7.	3.27	6 規則	52				

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人埼玉大学特別教育プログラム規則第 2 条第 1 号に規定する特別教育プログラム「Global Youth プログラム」(以下「GY プログラム」という。)に関し、必要な事項を定める。

(開設)

第 2 条 教育機構は、国際社会で活躍する人材の育成のため、GY プログラムを開設するものとする。

(修了認定要件)

第 3 条 GY プログラムは選択とし、修了認定要件単位数を必修科目 17 単位、選択必修科目 8 単位の合計 25 単位とする。

(授業科目)

第 4 条 GY プログラムに関わる開設学部等、授業科目及び履修方法等は、別表のとおりとする。ただし、年度により授業科目の一部を開講しないことがある。

(単位の算定)

第 5 条 授業科目の単位は、国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則第 3 条の規定に基づき、授業の事前準備学修及び事後展開学修を含めた 45 時間の学修をもって 1 単位とし、授業の方法、教育効果等を考慮して授業科目ごとに算定する。

(履修申請、留学等)

第 6 条 GY プログラムの履修を希望する者は、所定の期限内に、埼玉大学特別教育プログラム「Global Youth プログラム」履修申請書(別紙様式 1)を学長に提出しなければならない。

2 GY プログラム履修者の決定は、特別教育プログラム運営委員会の選考を経て、学長が行う。

3 GY プログラム履修者は、指定された海外の大学に 1 学期又は 2 学期の間留学し、指定の関連授業科目を GY プログラムの授業科目の一部として修得しなければならない。

- 4 GY プログラムに関わる選考、留学、指定の海外の大学及び関連授業科目の詳細については、別に定める。

(インターンシップ)

第 7 条 GY プログラム履修者は、原則として留学後、GY インターンシップ 2 単位を修得しなければならない。

- 2 GY インターンシップの指定機関、時期等については、別に定める。

(修了認定申請)

第 8 条 GY プログラムの修了認定を希望する者は、留学及び GY インターンシップ終了後、所定の期限内に、埼玉大学特別教育プログラム「Global Youth プログラム」修了認定申請書（別紙様式 2）を学長に提出するものとする。

(修了認定)

第 9 条 学長は、GY プログラムの修了認定要件を充足した者について、特別教育プログラム運営委員会の議を経て、修了を認定する。

- 2 前項の規定により修了認定された者には、修了証（別紙様式 3）を授与し、及び国立大学法人埼玉大学におけるデジタル学修歴証明取扱要項第 3 条第 1 号の規定に基づき、デジタル学修歴証明を発行する。

(大学院進学者の修了認定)

第 10 条 前 2 条の規定は、修了認定要件単位数を満たさずに学部を卒業し、引き続き本学大学院に進学した者が大学院在学中に修了認定要件を充足した場合について準用する。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23. 2.24 22 規則 77）

- 1 この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成 24. 9.28 24 規則 36）

この細則は、平成 24 年 9 月 28 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25. 3.26 24 規則 74）

- 1 この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成 26. 3.17 25 規則 32）

- 1 この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則施行の際、前日から引き続き在学する者については、改正後の第6条の規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平成 27. 3. 17 26 規則 138）

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日入学者から適用する。

附 則（平成 28. 2. 19 27 規則 58）

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日入学者から適用する。

附 則（平成 29. 2. 24 28 規則 30）

この細則は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。ただし、別表中の「環境政策論」、「教育学概説 A（本質）」、「教育学概説 B（制度）」及び「理工学と現代社会」の各授業科目の規定については、平成 25 年 4 月 1 日入学者から適用する。

附 則（平成 30. 3. 5 29 規則 32）

1 この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成 31. 1. 24 30 規則 15）

この細則は、平成 31 年 1 月 24 日から施行する。

附 則（平成 31. 2. 20 30 規則 17）

1 この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度入学者から適用する。

2 この細則施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表【Global Youth】中、「国際政治経済学入門」、「国際法学入門」、「国際開発学入門」、「Introduction to Development Economics」、「国際開発政策論」及び「文化人類学概説」の授業科目の履修及び修了認定要件単位への算入については、平成 28 年度入学者から適用する。

附 則（平成 31. 3. 7 30 規則 36）

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2. 8. 6 2 規則 14）

1 この細則は、令和 2 年 8 月 6 日から施行し、令和 2 年度入学者から適用する。

2 この細則施行の際、令和 2 年 3 月 31 日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の第 8 条並びに別表【Global Youth】中「現代社会概説」の授業科目の履修及び修了認定要件単位への算入については、平成 28 年度入学者から、「国際開発政策論演習」については、平成 31 年

度入学者から適用する。

附 則（令和 3． 2.16 2 規則 29）

- 1 この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度入学者から適用する。
- 2 この細則施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和 3． 3.26 2 規則 55）

- 1 この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度入学者から適用する。
- 2 この細則施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の別表【Global Youth】中「芸術概説」、「SDGs と出会う」、「道徳教育論」、「社会教育学概論 A」、「社会教育学概論 B」、「教育心理学概説」、「教育相談」、「特別支援教育基礎論」及び「特別活動論」の授業科目の履修及び修了認定要件単位への算入については、平成 28 年度入学者から適用する。

附 則（令和 4． 7.28 4 規則 7）

この細則は、令和 4 年 7 月 28 日から施行する。

附 則（令和 6． 3.28 5 規則 81）

- 1 この細則は、令和 6 年 3 月 28 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この細則施行の際、令和 5 年 3 月 31 日から引き続き履修する者については、なお従前の例による。

附 則（令和 7． 3.27 6 規則 52）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

Global Youth プログラム指定科目

学びの分野		授 業 科 目 名	必 選 別	開設学部等	単位数	必要 単位			
大分類	小分類								
外 国 語	英 語 Ⅰ	英語Ⅰ（Academic Essay Writing 1a）	○注 1	教育機構	1	2			
		英語Ⅰ（Academic Essay Writing 1b）			1				
		英語Ⅰ（Academic Communication Skills 1a）	○注 2		1				
		英語Ⅰ（Academic Communication Skills 1b）			1				
	英 語 Ⅱ	英語Ⅱ（Academic Essay Writing 2a）	△＊ 1	教育機構	1	2			
		英語Ⅱ（Academic Essay Writing 2b）			1				
		英語Ⅱ（Academic Communication Skills 2a）			1				
		英語Ⅱ（Academic Communication Skills 2b）			1				
	ド イ ツ 語	ドイツ語Ⅰ a（文法）			1				
		ドイツ語Ⅰ b（文法）			1				
		ドイツ語Ⅰ a（運用）			1				
		ドイツ語Ⅰ b（運用）			1				
	フ ラ ン ス 語	フランス語Ⅰ a（文法）			1				
		フランス語Ⅰ b（文法）			1				
		フランス語Ⅰ a（運用）			1				
		フランス語Ⅰ b（運用）			1				
	中 国 語	中国語Ⅰ a（文法）			△＊ 1		教育機構	1	2
		中国語Ⅰ b（文法）						1	
		中国語Ⅰ a（運用）						1	
		中国語Ⅰ b（運用）						1	
	ロ シ ア 語	ロシア語Ⅰ a（文法）			1				
		ロシア語Ⅰ b（文法）			1				
		ロシア語Ⅰ a（運用）			1				
		ロシア語Ⅰ b（運用）			1				
	韓 国 語	韓国語Ⅰ a（文法）			1				
		韓国語Ⅰ b（文法）			1				
		韓国語Ⅰ a（運用）			1				
		韓国語Ⅰ b（運用）			1				
	イ タ リ ア 語	イタリア語Ⅰ a（文法）			1				
		イタリア語Ⅰ b（文法）			1				
		イタリア語Ⅰ a（運用）			1				
		イタリア語Ⅰ b（運用）			1				

		スペイン語 I a (文法)			1	
		スペイン語 I b (文法)			1	
		スペイン語 I a (運用)			1	
		スペイン語 I b (運用)			1	
	基礎	SDGs の基礎知識	○	教育機構	1	1
	事例に学ぶ	SDGs と出会う	○		2	2
	貧困・福祉	社会保障論		経済学部	2	
	社会課題	現代社会概説		工 学 部	2	
	子ども・教育	現代教育論		教育機構	2	
		ジェンダー論入門		教育機構	2	
	ジェンダー・ダイバーシティ	AL2 (ダイバーシティ社会を作る)		教育機構	2	
		経済社会とジェンダー		経済学部	2	
	環境・都市	環境まちづくり		工 学 部	2	
		開発援助における環境		教育機構	2	
	環境政策	環境経済学 * 2		経済学部	2	
		環境政策論 * 2		工 学 部	2	
	環境・技術	環境問題と技術	△	教育学部	2	6
	経 済	経済学概説		教育機構	2	
		経済政策論		経済学部	2	
	食料・農業	農学入門		教育機構	2	
	健 康	健康科学		教育機構	2	
	エネルギー問題	エネルギー環境問題		工 学 部	2	
	生物と自然環境	教養生物学		教育機構	2	
	サイエンスとテクノロジー	科学技術と出会う		教育機構	2	
	国際協力	開発と援助の潮流		教育機構	2	
	平和・パートナーシップ	「戦争の記憶・平和の思想」と出会う		教育機構	2	
国際共修	外国語で行う授業科目	教育機構が指定する科目 * 3				
	協定校留学取得科目	海外の大学において修得した科目 * 4	○		8以上	8以上
	ワークショップ	Global Studies & Sustainable Development: (Contemporary Liberal Arts Workshop) * 5	○	教育機構	1	1
	演 習	グローバル・リーダー教養演習	○	教育機構	1	1
	インターンシップ	GY インターンシップ	○	教育機構	2	2

この表の中から○印の必修科目及び△印の選択必修科目を含め、25 単位以上修得すること。

注 1・注 2 a、b いずれか 1 単位以上を修得する。

* 1 1 つの外国語について 2 単位修得すること。

* 2 修得できるのは「環境経済学」又は「環境政策論」のいずれか 1 科目。

* 3 年度により指定科目が異なることがある。

* 4 学生が海外の大学において修得した授業科目のうち GY プログラムに関連すると認められる授業科目。

* 5 Global Studies & Sustainable Development: (Contemporary Liberal Arts Workshop) は、原則として留学前に修得すること。

別紙様式 1 （第 6 条関係）

埼玉大学特別教育プログラム「Global Youth プログラム」
履修申請書

埼玉大学長 殿

私は、埼玉大学特別教育プログラム「Global Youth プログラム」の履修を申請します。

英語スキル教育科目群科目 の受講レベル又は英語検定 試験スコア（TOEIC、TOEFL、 IELTS に限る。）	
申請理由	

年 月 日

学部・学科・課程名

学籍番号

氏 名

別紙様式 2（第 8 条関係）

埼玉大学特別教育プログラム「Global Youth プログラム」
修了認定申請書

埼玉大学長 殿

別添成績証明書のとおり、埼玉大学特別教育プログラム「Global Youth プログラム」の修了認定要件である必修科目 17 単位、選択必修科目 8 単位を修得しましたので、修了の認定を申請します。

年 月 日

学部・学科・課程名

学籍番号

氏 名

修了証

（氏名）殿

（生年月日）

あなたは埼玉大学特別教育プログラム
「Global Youth プログラム」を修了
しましたのでここに証します

年 月 日

埼玉大学長

印